

観光振興事業費補助金（海洋周辺地域における訪日観光の充実・開拓及び魅力向上事業）  
交付要綱

（通則）

第1条 観光振興事業費補助金（海洋周辺地域における訪日観光の充実・開拓及び魅力向上事業）（以下「補助金」という。）の交付については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、訪日観光のポテンシャルを有している海洋周辺地域において、観光コンテンツの磨き上げや受入環境整備を行う意欲的な事業を対象として補助金の交付を行うことにより、訪日外国人による海洋周辺地域での新たな消費の開拓・魅力向上及び地域経済効果の最大化を目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、海洋周辺地域における訪日観光の充実・開拓及び魅力向上事業（以下「補助事業」という。）は、訪日観光のポテンシャルを有している海洋周辺地域における、観光コンテンツの磨き上げや受入環境整備を行う意欲的な事業をいう。

（補助対象事業等）

第4条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表に定めるものとする。

（補助金交付申請）

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付申請書に、補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第6条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適當と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の額の確定等)

- 第7条 大臣は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の概算払)

- 第8条 大臣は必要があると認められるときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

(取得財産の管理等)

- 第9条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしなければならない。

(取得財産の処分の制限)

- 第10条 補助対象事業者は、取得財産について、「補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して大臣が「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件」（平成22年国土交通省告示第505号）で定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 2 大臣は前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(補助金の経理)

- 第11条 補助対象事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。
- 2 補助対象事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 補助金交付の申請の取り下げ、補助事業の中止又は廃止、状況報告の提出、実績報告の提出、補助事業に係る残存物件の取扱等この要綱に定めのないものについては、「港湾関係補助金等交付規則」（昭和36年6月28日運輸省令第36号）、「港湾関係補助金等交付規則実施要領」（昭和43年5月8日港管第814号）、「観光振興事業費補助金交付要綱」（平成30年3月28日国海内第186号他）（公共交通利用環境の革新等事業に係る部分に限る。）及び「観光振興事業費補助金交付要領」（平成30年3月28日国海内第187号他）（公共交通利用環境の革新等事業に係る部分に限る。）を準用するものとする。

別表（第4条関係）

補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
・港湾管理者 ・地方公共団体 ・民間事業者（観光地域づくり法人（DMO）を含む） ・上記により構成されるコンソーシアム	<p>&lt;観光コンテンツの磨き上げに要する経費&gt;</p> <p>○ ツアー造成・販売に係る試行（事前調査、二次交通の実証を含む）に要する経費のうち企画運営費、物品購入費及び調査費</p> <p>例：トライアルツアーや企画・実施、動向分析、二次交通のトライアル実施</p> <p>○ AR等の先進的な体験型観光の導入等の魅力的な観光コンテンツ・情報コンテンツの造成に要する経費のうち設備整備費、システム開発費、物品購入費及び調査費（設備整備やシステム開発と一体で実施するものに限る）</p> <p>例：AR等観光コンテンツ、通訳機器・音響システム、照明整備</p>	1/3 以内
	<p>&lt;受入環境整備に要する経費&gt;</p> <p>○ 船・船の発着場所・観光資源におけるICTを活用した多言語情報発信、環境整備に要する経費のうち本工事費、附帯工事費、測量設計費及び補償費</p> <p>例：Wi-Fi整備、多言語対応（デジタルサイネージ、QRコード付案内板、多言語案内標識、多言語パンフレット）、洋式トイレの整備、キャッシュレス対応、プロムナードの整備、予約システム</p>	

(注)

1. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。
2. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
3. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、確定した時点で減額するものとする。